日本の財政を考える

平成17年9月 財 務 4

目 次

I 財政の現状	
1. 平成17年度一般会計予算 ····································	1 4
3. 公債残高の累増	5
4. 財政事情の国際比較	7
5. 高齢化の進展	9
6. 社会保障関係費の増大	10
7. 国民負担率	11
8. 国の財政と国民経済	12
(コラム) 財政赤字の問題点	14
Ⅲ 財政の今後の課題	15
総論1. 今後の財政運営の方針	15
総論1. 今後の財政運営の方針	15 16
(コラム) 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 総論2. 歳出見直しに向けての取組み(17年度予算)	16
(コラム) 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 総論2. 歳出見直しに向けての取組み (17年度予算) 各論1. 社会保障	16
(コラム) 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 総論2. 歳出見直しに向けての取組み(17年度予算)	16 17
(コラム) 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 総論2. 歳出見直しに向けての取組み(17年度予算) 各論1. 社会保障 各論2. 国と地方 各論3. 社会資本整備	16 17 21 27 31
(コラム) 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 総論2. 歳出見直しに向けての取組み(17年度予算) 各論1. 社会保障 各論2. 国と地方	16 17 21 27 31
(コラム) 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 総論2. 歳出見直しに向けての取組み(17年度予算) 各論1. 社会保障	16 17 21 27 31 33
(コラム) 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 総論2. 歳出見直しに向けての取組み(17年度予算) 各論1. 社会保障 各論2. 国と地方 各論3. 社会資本整備 各論4. その他の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 17 21 27 31 33
(コラム) 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 総論2. 歳出見直しに向けての取組み(17年度予算) 各論1. 社会保障 各論2. 国と地方 各論3. 社会資本整備 各論4. その他の分野 (資料1) 財政の歩み (資料2) 平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算	16 17 21 27 31 33 37 39
(コラム) 基礎的財政収支(プライマリーバランス) 総論2. 歳出見直しに向けての取組み(17年度予算) 各論1. 社会保障 各論2. 国と地方 各論3. 社会資本整備 各論4. その他の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 17 21 27 31 33 37 39 41

I 財政の現状

1. 平成17年度一般会計予算

17年度予算における基本的考え方

歳出面については、歳出改革路線を堅持・強化するとの方針の下、聖域なき改革の規模は47兆2829億円となり、一般歳出は3年ぶりに前年度の水準以下に抑制また、新規国債については、発行予定額を4年ぶりに前年度よりも減額し、34兆規律堅持の姿勢を明確にしました。

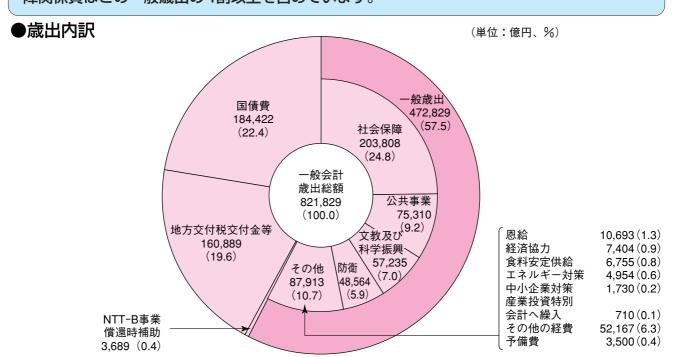
【17年度予算フレーム】

					〔16年度予算〕	〔17年度予算〕	
(歳		入)			
税				収	417,470億円	440,070億円	
そ	の	他	収	入	37,739億円	37,859億円	
国	債	発	行	額	365,900億円	343,900億円	
		計			821,109億円	821,829億円	
(歳		出)			
国		債		費	175,686億円	184,422億円	
地	方 3	交 作	寸 税	等	164,935億円	160,889億円	
_	般		歳	出	476,320億円	472,829億円	
NT	T - B 事		" 還 時:	補 助	4,169億円	3,689億円	
		計			821,109億円	821,829億円	

平成17年度一般会計予算における歳出は約82兆円です。

そのうち、国債の元利払いにあてられる費用(国債費)が約2割を占めています。

一般会計歳出から国債費、地方交付税交付金等を除いたものが「一般歳出」です。社会保 障関係費はこの一般歳出の4割以上を占めています。



を行いました。これにより、一般会計全体の予算規模は82兆1829億円、一般歳出しました。

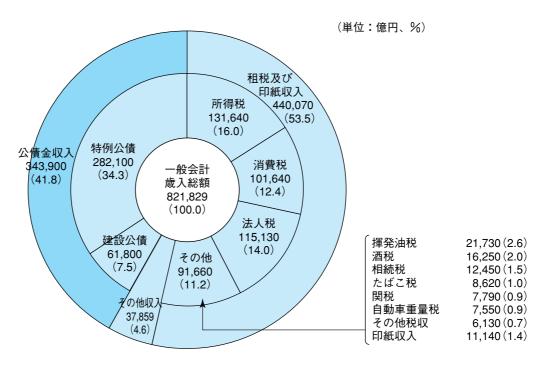
3900億円となり、一般会計の基礎的財政収支も昨年度に続き改善するなど、財政

「第162国会における谷垣財務大臣の財政演説」(平成17年1月21日)

! ! !		備考
	(対前年度) +22,600億円 +120億円 ▲22,000億円	税源移譲による16'→17'の追加的な影響分は△6,910億円 13年度以来 4 年ぶりに国債発行額を縮減、公債依存度41.8%(16年度44.6%)
	+720億円 +8,736億円 ▲4,046億円	地方歳出の合理化・効率化による交付税の抑制
	▲3,491億円	地方に配分される地方交付税は前年度と同規模を確保 税源移譲予定特例交付金の増4,250億円を含む 社会保障関係費等の増加圧力の中、三位一体改革やその他の削減努力の積み重ねにより、14年度 以来3年ぶりに対前年度マイナスを達成
	▲479億円 +720億円	

一般会計予算における歳入のうち税収でまかなわれているのは5割程度にすぎず、4割強 (約34兆円) は公債金収入に依存しています。

●歳入内訳



我が国の財政を家計にたとえたら…

17年度財政状況

1ヶ月分の家計にたとえた場合

税収+税外収入(A)	47.8兆円
------------	--------

国債費(B) 18.4兆円

1世帯月収(C) 約40万円

(ボーナス込み)

ローン元利払(D) 約15万円

(A) - (B) 29.4兆円

可処分所得 ((C) - (D)) 約25万円

一般歳出 47.3兆円

地方交付税等 16.1兆円

家計費 約40万円 田舎への仕送り 約13万円

公債金収入 34.4兆円

不足分=借金

約28万円

公債残高 538兆円程度

ローン残高

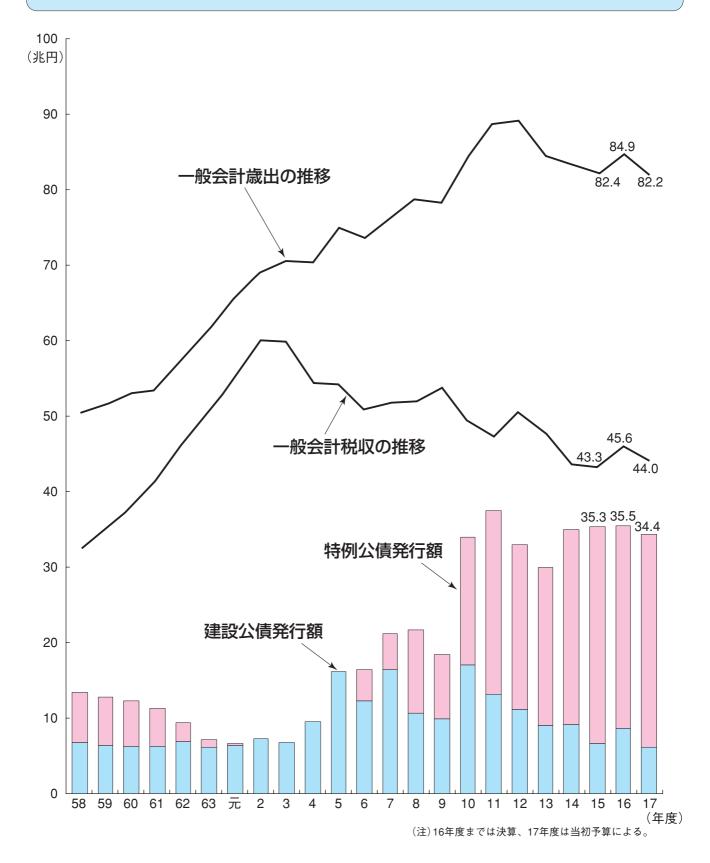
約5,300万円

(家計の前提)

一世帯月収は、平成16年厚生年金及び国民年金の財政再計算におけるモデルケースの月平均手取り収入等を参考に算出。他の項目は一世帯月収の国の税収・税外収入に対する比率により算出した。

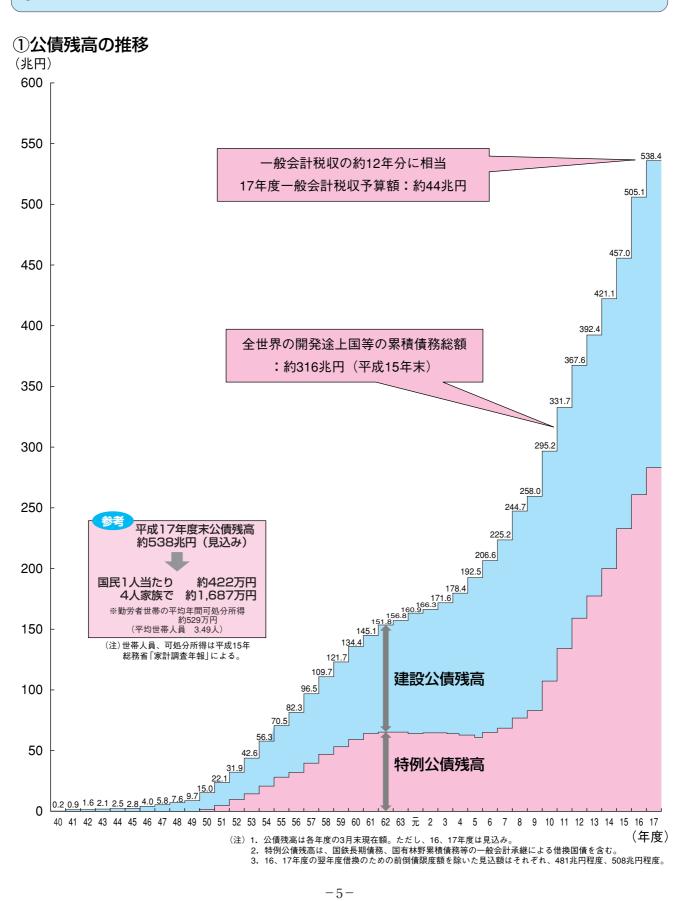
2. 一般会計における歳入歳出の状況

一般会計における歳入と歳出には大きなギャップ(財政赤字)があります。赤字分は公債の発行でまかなわれ、平成17年度予算では一般会計歳入に占める税収の割合は5割程度(53.5%)にとどまっています。



3. 公債残高の累増

連年の公債発行により我が国の公債残高は年々増加の一途をたどっています。平成17年 度末の公債残高は538兆円程度にも上ると見込まれていますが、これは将来世代の大きな負 担となります。



(注) 1. 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、16、17年度は見込み。 2. 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。 3. 16、17年度の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額はそれぞれ、481兆円程度、508兆円程度。

538兆円。1万円札にして積み上げると……



- ○1万円札を積み上げた場合の高さ5,380km で富士山(3,776m)の約1,400倍、エベレス ト山(8,848m)の約600倍。
- ○積み上げた1万円札を横に寝かすと、根室 から奄美大島までの路線距離(3,548km) の約1.5倍。

②国及び地方の長期債務残高

平成17年度末の国及び地方の長期債務残高(公債残高、借入金残高等の国の長期債務と地方の債務残高とを合計したもの)は774兆円程度に上ると見込まれています。

(単位:兆円)

		7年度末 (1995年度末) <実績>	12年度末 (2000年度末) <実績>	15年度末 (2003年度末) <実績>	16年度末 (2004年度末) <補正後>	17年度末 (2005年度末) <予算>
	国	297程度	491程度	525程度	570程度 (546程度)	602程度 (572程度)
	普通国債残高	225程度	368程度	457程度	505程度 (481程度)	538程度 (508程度)
	地方	125程度	181程度	198程度	203程度	205程度
匤	と地方の重複分	▲12程度	▲26程度	▲32程度	▲33程度	▲34程度
	国・地方合計	410程度	646程度	692程度	740程度 (716程度)	774程度 (744程度)
	対GDP比	82.0%	125.9%	138.0%	146.5% (141.8%)	151.2% (145.4%)

- (注) 1. GDPは、16年度は実績見込み、17年度は政府見通し。
 - 2. 16年度末の国の長期債務残高及び普通国債残高は、実績ベースでは、それぞれ564兆円程度、499兆円程度。
 - 3. このほか財政融資資金特別会計国債残高は16年度末(実績)は122兆円程度、17年度末(予算)は142兆円程度。
 - 4. 16、17年度の()書きは翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

4. 財政事情の国際比較

国及び地方の財政赤字を対GDP比で見てみると、我が国は景気の回復に全力を挙げて取組んできた結果として、主要先進国中最悪の水準となっています。

○財政収支の国際比較(対GDP比)

(%)

(暦 年	199	1 1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日	本 ▲ 0	9 🔺 1.7	▲ 4.6	▲ 5.7	▲ 6.6	▲ 6.8	▲ 5.6	▲ 6.9	▲ 8.3	▲ 8.0	▲ 6.1	▲ 7.7	▲ 7.7	▲ 6.1	▲ 6.0
米	国 ▲ 5	8 🔺 6.6	▲ 5.6	▲ 4.4	▲ 3.9	▲ 3.1	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 0.6	0.1	▲ 2.0	▲ 5.4	▲ 6.0	▲ 5.6	▲ 5.4
英	国 ▲ 3	1 🔺 6.5	▲ 7.9	▲ 6.8	▲ 5.8	▲ 4.2	▲ 2.2	0.1	1.0	3.8	0.7	▲ 1.8	▲ 3.4	▲ 3.4	▲ 2.9
ドイ、	ソ ▲ 2	9 🛕 2.6	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 3.3	▲ 3.4	▲ 2.7	▲ 2.2	▲ 1.5	1.3	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 3.8	▲ 3.6	▲ 3.5
フラン.	ス ▲ 2	4 4.2	▲ 6.0	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 4.1	▲ 3.0	▲ 2.7	▲ 1.8	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 3.3	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 3.0
イタリ:	ア ▲11	7 10.7	▲10.3	▲ 9.3	▲ 7.6	▲ 7.1	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 1.8	▲ 0.7	▲ 3.0	▲ 2.7	▲ 3.0	▲ 3.1	▲ 4.4
カナ:	ダ ▲ 8	4 4 9.1	▲ 8.7	▲ 6.7	▲ 5.3	▲ 2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	1.1	0.3	0.6	1.3	1.2

⁽注)計数はSNAベース、一般政府。ただし、修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は、実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値。仮にこれを含めれば、以下のとおり。

		1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日	本	1.8	0.8	▲ 2.4	▲ 3.8	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 3.8	▲ 5.5	▲ 7.2	▲ 7.5	▲ 6.1	▲ 7.9	▲ 7.7	▲ 6.1	▲ 6.1
米	国	▲ 4.9	▲ 5.8	▲ 4.9	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 2.2	▲ 0.8	0.4	0.9	1.6	▲ 0.4	▲ 3.8	▲ 4.6	▲ 4.3	▲ 4.1

出典: 0 E C D/エコノミック・アウトルック〔77号(2005年6月)〕。

※「一般政府」、「SNA」……p.44をご参照ください。



一般政府の債務残高の対GDP比を見ても、他の主要先進国は着実に財政の健全化を進めた結果、横ばい又は減少する傾向にありますが、日本は急速に悪化しており、主要先進国中最悪の水準となっています。

○債務残高の国際比較(対GDP比)

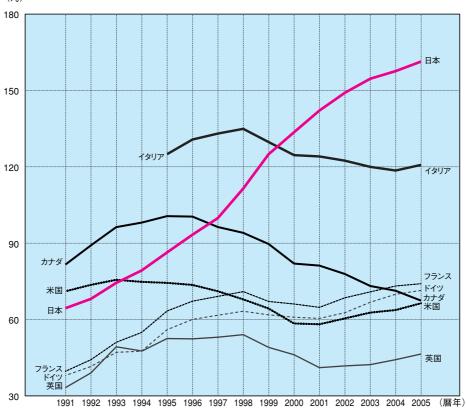
(%)

(暦	年)	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日	本	64.8	68.7	74.9	79.7	87.1	93.9	100.3	112.2	125.7	134.0	142.3	149.4	154.6	157.6	161.1
米	玉	71.3	73.7	75.4	74.6	74.2	73.4	70.9	67.7	64.1	58.3	57.9	60.2	62.6	63.4	66.4
英	玉	33.6	39.8	49.6	47.8	52.7	52.6	53.2	53.8	48.8	45.9	41.2	41.5	42.0	44.2	46.3
ド~	イツ	38.7	41.9	47.4	48.0	57.2	60.2	61.8	63.3	61.8	60.9	60.4	62.9	67.0	70.1	71.6
フラ	ンス	40.3	44.7	51.6	55.3	63.9	67.5	69.4	71.1	67.3	66.2	64.9	68.7	71.1	73.2	74.2
イタ	リア	-	-	-	-	125.5	131.3	133.3	134.9	129.4	124.7	123.9	122.6	120.1	118.6	120.8
カラ	トダ	82.1	89.9	96.9	98.2	100.8	100.3	96.2	93.9	89.5	81.8	81.0	77.7	73.3	71.5	68.3

(注)計数はSNAベース、一般政府。

出典: OECD/エコノミック・アウトルック〔77号(2005年6月)〕。

(%)



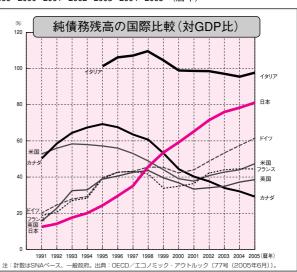
(参考)純債務残高

政府の債務残高をはかる指標の一つとして、「純債務残高」があります。

これは、政府の総債務残高から、政府が保有する金融 資産を差し引いたものです。

純債務残高を用いて我が国の債務残高を見る場合には、 政府の金融資産の過半は将来の年金給付等を賄うための 積立金であり、これは、単純に取り崩して財政赤字補填 のために消費することができない性格のものであること などの点に留意する必要があります。

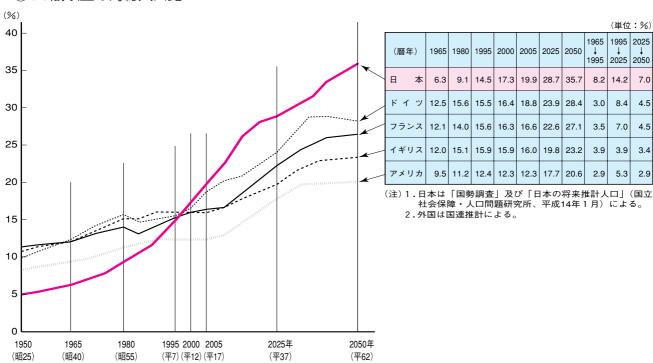
日本の純債務残高対GDP比は、2005年で81.2%となると見込まれており(OECD推計)、純債務残高で見ても、我が国の財政が非常に厳しい状況にあることがわかります。



5. 高齢化の進展

我が国は世界の先進国の中でももっとも高齢化が進んだ国となっており、今後高齢化が一層進展することが見込まれています。

①65歳以上の対総人口比



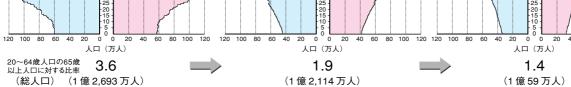
②人口ピラミッドの変化 2000年 2025年 2025年 2025年 85 85

÷



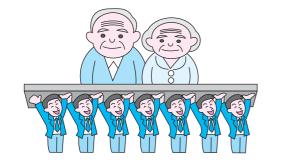
男性

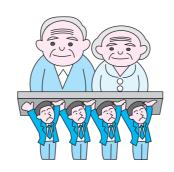
60 80 100 120

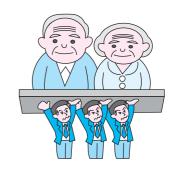


(注)総人口のピークは、2006年の1億2,774万人。

(出典) 「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月)による。



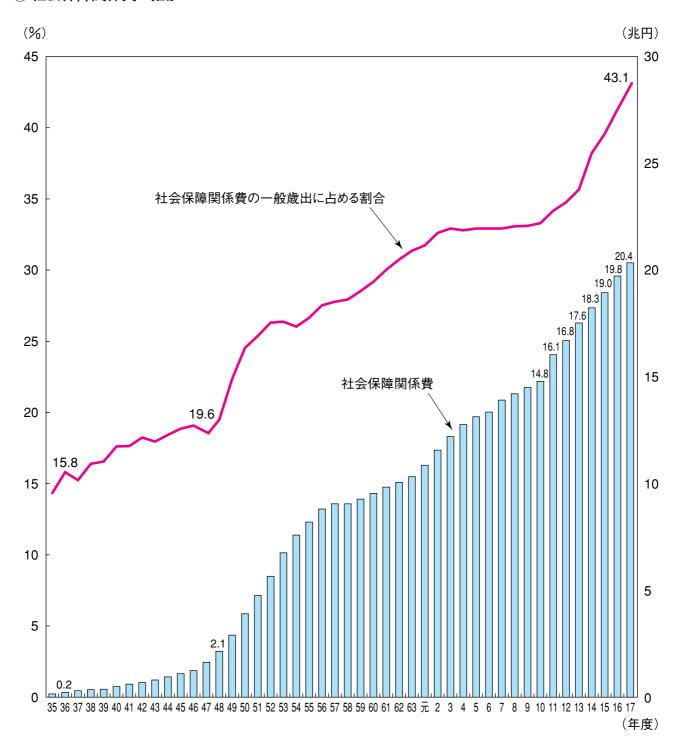




6. 社会保障関係費の増大

高齢化の進展に伴って社会保障関係費が年々増大し、今後も急速に増加することが見込まれ、財政事情はますます厳しくなることが予想されます。

○社会保障関係費の推移



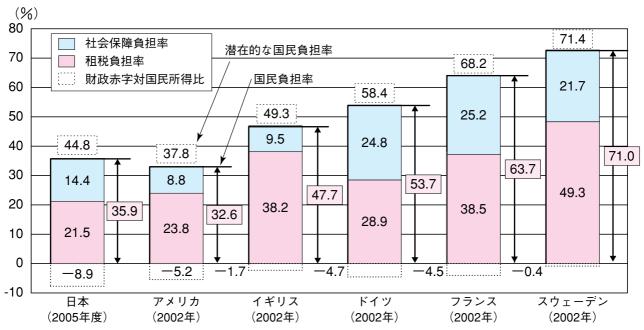
(注) 当初予算ベース

7. 国民負担率

国民所得に対する租税負担と社会保障負担の割合の合計を国民負担率と呼んでいます。現 在、我が国の国民負担率は、主要先進諸国と比べると低い水準にありますが、これは現在の 世代が受益に応じた負担を行わず、財政赤字という形でその負担を将来世代へ先送りしてい るためです。今後、高齢化が進展するにつれて、我が国の国民負担率は、さらに上昇するこ ととなります。

① 国民負担率の国際比較

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



- (注) 1. 日本は2005年度(平成17年度)見通し。諸外国は2002年実績。
 - 2. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般 政府ベースである。

【諸外国出典】"National Accounts" (OECD)、"Revenue Statistics" (OECD) 等

国民負担率の上昇状況等 **(2**)

(単位:%、対国民所得比)

					(+ E -)	
年 度	租税負担率	うち国税分	社会保障 負 担 率	国民負担率	国及び地方 の財政赤字	潜 在 的 な 国民負担率
昭和45 50 55 60 平成 2 7 8 9	18.9 18.3 22.2 24.0 27.6 23.7 23.4 23.5	12.7 11.7 14.2 15.0 18.0 14.7 14.3 14.2	5.4 7.5 9.1 10.4 10.6 12.5 12.5 12.8	24.3 25.7 31.3 34.4 38.2 36.2 35.8 36.3	0.5 7.5 8.2 4.9 — 9.1 8.5 7.5 (*) 17.1	24.9 33.3 39.5 39.3 45.3 44.3 43.8 (*) 53.3 46.4
11 12 13 14 15 16 17	22.6 23.3 23.3 21.9 21.2 21.4 21.5	13.2 13.9 13.6 12.7 12.3 12.5 12.5	13.3 13.3 14.1 14.3 14.1 14.2	35.9 36.7 37.3 36.2 35.3 35.7 35.9	10.2 11.8 9.5 9.0 10.9 (*) 10.5 10.2 9.5 8.9	40.4 47.7 46.2 46.3 47.1 (*) 45.8 45.5 45.2 44.8
45→60 (15年間)	5.1	2.3	5.0	10.1	4.4	14.4
45→平成17(35年間)	2.6	0.2	9.0	11.6	8.4	19.9

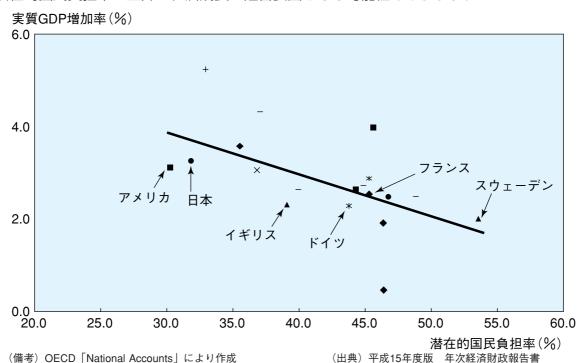
- (注) 1. 平成15年度までは実績、16年度は実績見込み、17年度は見通しである。 2. (*)の計数は、10年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務、15年度は本四公団債務の一般会計承継に係る財政赤字を含む場合。

8. 国の財政と国民経済

今後、高齢化の進展に伴って社会保障関係費の増加が見込まれる中、潜在的国民負担率の 上昇に伴う経済活力への悪影響、世代間の不公平の更なる拡大、財政の一層の悪化に伴う政 策対応力の減少といった様々な問題が生じるおそれがあります。

① OECD諸国における潜在的国民負担率と経済成長率の関係

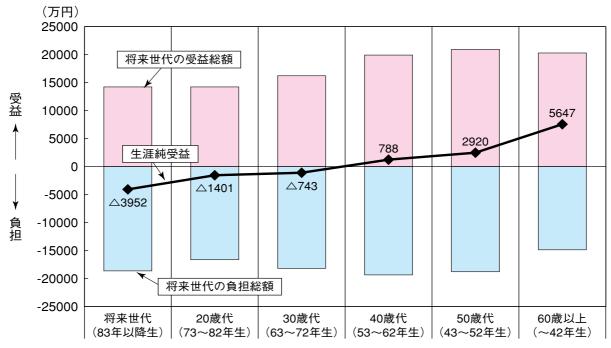
潜在的国民負担率の上昇が経済成長の阻害要因となる可能性もあります。



② 世代毎の生涯を通じた受益と負担

1971年から2001年までの平均値

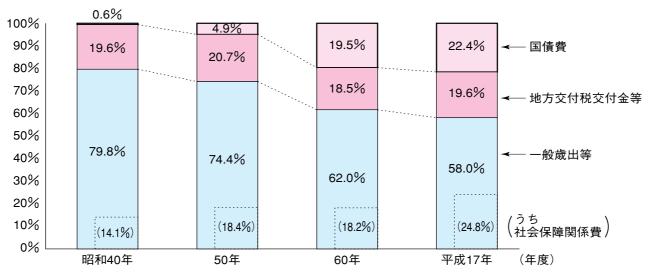
現行制度を維持した場合、若い世代ほど負担超過が拡大すると推計されています。



(出典)「日本経済2004」内閣府

③ 財政の硬直化

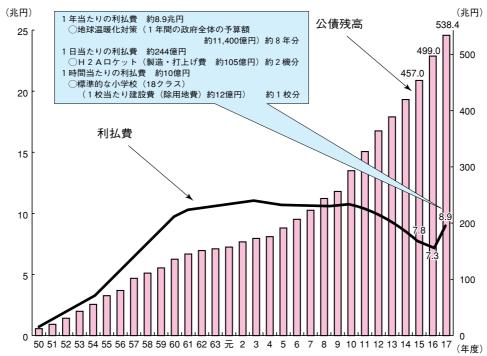
債務残高の累増に伴い、一般会計歳出に占める国債費(国債の利払いや元本償還にあてられる費用)の割合が増大していることにより、政策的な経費である一般歳出の割合が大幅に低下し、財政の対応力が失われつつあります。

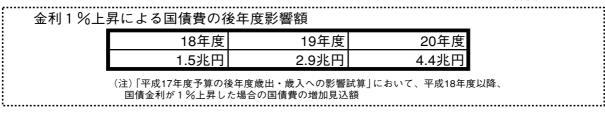


- (注) 1. 当初予算ベース。
 - 2. 平成17年度の地方交付税交付金等は、地方特例交付金を含む。
 - 3. 平成17年度の一般歳出等は、NTT-B事業償還時補助を含む。

(参考) 利払費の推移

公債残高は急激に増加していますが、低金利の影響で、利払費はこれまで低く抑えられてきま した。ただし、今後の金利の動向によっては、利払費が大幅に増加する可能性があります。



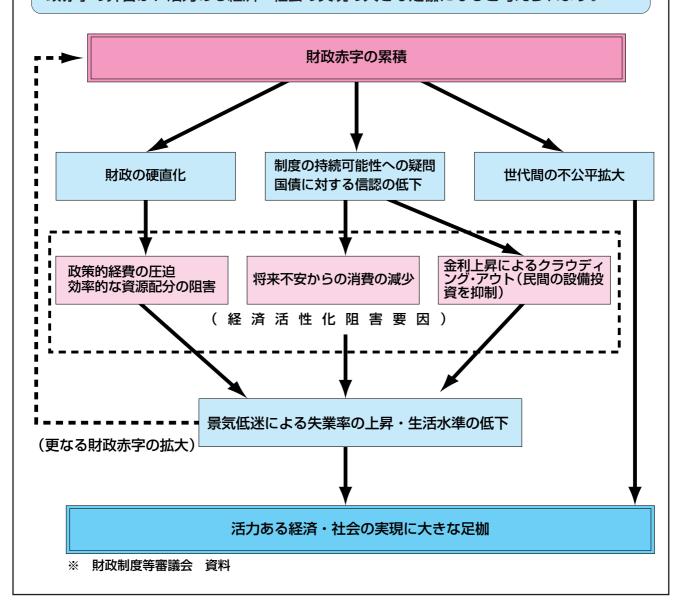


(注) 15年度までは決算、16年度は補正後予算、17年度は当初予算。

コラム

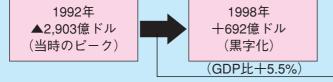
財政赤字の問題点

財政赤字の累積が、中長期的に経済成長の阻害要因となることについては、世界の共 通認識となっています。我が国においても、将来、高齢化が更に進んでいくに従い、財 政赤字の弊害が、活力ある経済・社会の実現の大きな足枷になると考えられます。



(参考)経済と財政(1990年代のアメリカの例)

- アメリカでは、1990年頃は財政赤字が拡大しており、景気も低迷していました。
- 当時のアメリカは、経済を活性化するためにも、歳出の抑制や増税などの財政再建に積極的に 取り組み、好景気もあいまって、1998年度には財政黒字化を達成しました。



- ○財政収支改善の要因
- ・歳出削減 約6割(うち国防費約3割)
- ・歳入増 約4割
- この間の財政赤字削減への取り組みが長期金利の低下につながり、民間の設備投資等を促進させ、安定した経済の拡大に寄与したといわれています。

財政の今後の課題 П

総論 1. 今後の財政運営の方針

政府は、歳出・歳入両面からバランスのとれた財政構造改革を進め、2010年代初頭の 国・地方を合わせた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指しています。

- ●構造改革と経済財政の中期展望-2004年度改定(平成17年1月21日閣議決定)
 - 3. 中期的な経済財政運営の基本方針
 - (4) 歳出抑制の目標と基礎的財政収支

着実な経済成長と適切な財政構造改革なくして財政の健全化はありえない。

2006年度(平成18年度)までの間、政府の大きさ(一般政府の支出規模のGDP比)は2002年度(平成14年度)の水準を 上回らない程度とすることを目指し、国・地方が歩調を合わせて歳出改革路線を堅持・強化することとしている。

また、2006年度(平成18年度)までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見 極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。

2007年度(平成19年度)以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現す ることにより、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。

上記の2007年度(平成19年度)以降の財政収支改善努力に係る歳入・歳出を一体とした改革の検討に着手し、重点強化期間 内にその結論を得る。

●経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日閣議決定)

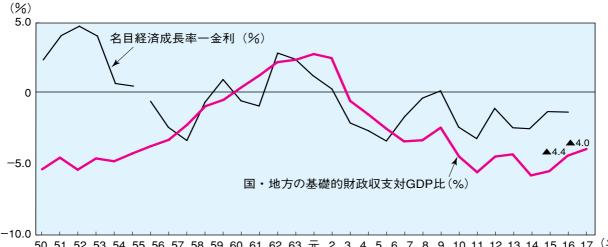
第3章 新しい躍動の時代を実現するための取組-少子高齢化とグローバル化を乗り切る-

1. 財政構造改革の強力な推進-歳出・歳入一体改革-

おおむね今後1年以内を目途に、政府の支出規模の目安や主な歳出分野についての国・地方を通じた中期的目標の在り方、さら には、歳入面の在り方を一体的に検討し、経済財政諮問会議における議論等を通じて、改革の方向についての選択肢及び改革工 程を明らかにする。

▶国及び地方の基礎的財政収支の対GDP比(SNAベース)

※「SNA」・・・p44をご参照ください。



50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 (年度)

(出典) 国民経済計算年報(内閣府)等 (注) 1. 国・地方の基礎的財政収支(SNAベース)は、財政赤字一ネット利払費により算出。

2. 平成16、17年度は内閣府推計値。 3. 一般会計の基礎的財政収支(国債費一公債金収入)は、平成16年度(補正後)▲18.3兆円、平成17年度(当初) ▲15.9泥円。

▶ 基礎的財政収支の国際比較

(対GDP比、%)

暦年	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
2004	▲ 4.6	▲2.5	▲1.7	▲0.9	▲1.2	1.4	2.8
2005	▲ 4.4	▲2.3	▲1.4	▲0.8	▲0.5	0.0	2.5

(出典) OECD/エコノミック・アウトルック(77号・2005年6月)

(注)上記の表は、一般政府全体(中央政府・地方政府に社会保障基金をあわせたもの)についての暦年ベースの数値であり、中央政 府・地方政府について年度ベースで集計した上段の折れ線グラフの数値(16年度▲4.4、17年度▲4.0)とは集計の範囲・期間が異 なる。

※「一般政府」・・・p44をご参照ください。





基礎的財政収支(プライマリーバランス)

基礎的財政収支赤字

歳 入

歳 出

公債金収入	利払費・ 債務償還費			
公頂並収入	赤字			
税収等	一般歳出等			

基礎的財政収支

政策的支出を新たな借金に頼らず に、その年度の税収等で賄えてい るかどうか。

基礎的財政収支の意味

基礎的財政収支とは、「借入を除く税収等の歳入」 から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を 差し引いた財政収支のことをいいます。

基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によ って、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の 歳出をまかなうこととなります。

近年の我が国の基礎的財政収支は大幅な赤字となっ ていますが、政府は、持続可能な財政の構築に向けて、 子や孫の世代に負担を先送りすることで債務残高が経 済の規模に比べてさらに増大することを抑制するため、 まずは2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を目 指すこととしています。

基礎的財政収支均衡

歳入

歳 出

公倩金収入	債務償還費				
公頂金収入	利 払 費				
税収等	一般歳出等				

基礎的財政収支均衡の達成

①

債務残高 …… 一定 **GDP**

金利の上昇(=債務残高の伸び)と 名目GDPの伸びが等しければ、 債務残高の対GDP比は一定。

基礎的財政収支均衡の達成と 債務残高の関係

基礎的財政収支が均衡している状態では、公債金収 入 (新たな借金) が債務償還費 (借金の返済) と利払 費のみに充てられるため、債務残高は利払費分だけ増 大します。

この場合、仮に名目GDP成長率が名目利子率に等 しければ、債務残高は名目GDPと同率で増大し、結 果として債務残高の対GDP比は一定に保たれます。

こうしたことから、基礎的財政収支均衡の達成は、 財政の中長期的な持続可能性を考えるときに、重要な 意味を持つのです。

総論2. 歳出見直しに向けての取組み(17年度予算)

財務省では、予算編成における歳出改革を更に推進するため、17年度予算編成において、以下のような改革に取り組んでいます。

聖域なき歳出改革

- ○国と地方の三位一体の改革(30ページをご覧ください。)
- ○防衛(34ページをご覧ください。)
 - ・新しい安全保障環境の下、防衛力の抜本的な見直しを行います。
- ○社会保障制度改革(21ページ以下をご覧ください。)
 - ・介護保険制度改革を行います。
 - ・国民健康保険制度において、都道府県の役割・権限強化に伴う都道府県負担の導入を行います。
- ○公共事業
 - ・公共事業関係費を抑制しつつ、雇用・民間需要の拡大に資する分野への重点化を行います。
- ○特別会計の見直し(19ページをご覧ください。)

予算配分の重点化

【重点課題への予算配分の集中】

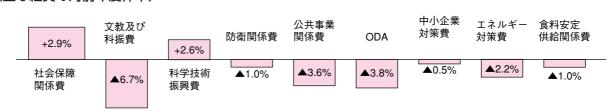
- ○人間力の向上
- ・大学改革の一層の促進、若年者雇用対策の推進、新産業創造戦略の推進、競争的研究資金の拡充
- ○公平で安心な高齢化社会・少子化対策
- ・少子化対策、健康フロンティア戦略、食の安全・安心の確保
- ○個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方
- ・観光立国の実現、中小企業の創業等への支援、治安対策の拡充
- ○循環型社会の構築・地球環境問題への対応
- ・脱温暖化社会の構築
- ○公共事業の重点化
- ・「平成17年度予算編成の基本方針」を踏まえ、整備水準、整備の緊急性、経済構造改革の進展、官と民・国と地方の 役割分担等の観点から重点化。

(伸率) まちづくり交付金: +45%、スーパー中枢港湾: +21%、三大都市圏環状道路: +14%、防災公園: +7%

【府省横断的な調整】

- ○政策群の活用(右ページをご覧ください。)
- ○総合科学技術会議による調整(33ページをご覧ください。)

〈主な経費の対前年度伸率〉



予算の質の向上:効率化努力

- ○予算におけるマネジメント・サイクルの強化(右ページをご覧ください。)
- ・予算執行調査、決算及び決算検査報告への適切な対応、政策評価
- ○細部に至る歳入・歳出の見直しの徹底(右ページをご覧ください。)
- ・歳出の効率化、歳入の多様化、制度の見直し
- ○モデル事業(右ページをご覧ください。)
- ○定員の縮減(36ページをご覧ください。)

政策群一三つの視点

民間の潜在力を最大限引き出すための規制改革などと予算とを組み合わせ、複数の省庁が連携して政策目標の達成を目指すものです。下の3つの視点から、平成17年度においては18の政策群に取組みます。

①府省間の連携強化と重複排除

『建設業の新分野進出促進支援』 (9.3億円他)

中小・中堅建設業者の新分野進出 支援のため、経営課題解決等に資する 相談援助等を行う「ワンストップサー ビスセンター」を、国土交通省等関係 5省庁が連携して都道府県毎に設置。

②規制改革・制度改革等との組み合わせ

『少子化の流れを変えるための次世 代育成支援』(3.832億円)

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、文部科学省と厚生労働省が共同で試行事業を実施

③民間潜在能力の誘発

『コンテンツビジネスの振興』(47億円他)

取引環境の適正化等を通じて、民間業者が多様なコンテンツを創出 しうる環境を整備

予算におけるマネジメント・サイクルの強化

○See機能の強化を通じた予算の質の向上に取り組んでいます。



①予算執行調査

Action (反映)

- ◆財務省では、14年度から予算の執行状況を的確に把握し、予算編成に反映させる(「See」機能の充実)ため、財務局も 活用し、「予算執行調査」を実施しています。
- ◆具体的には、主計局の予算査定の担当者がそれぞれ担当する予算に係る事業の現場に赴き、①事業の効果が実際に実現しているか、②事業の進捗状況、③事業のコストが効果に見合っているか、といった観点から調査を実施しています。
- ◆16年度は53事業を対象とし、調査の結果を17年度予算に適切に反映しています。(反映額約275億円)
- ※17年度は53事業を対象として実施。調査結果(6月28日公表済み)を、各省庁は18年度概算要求に反映、財務省は予算査定に適切に反映することとしています。
- ②決算及び決算検査報告
- ◆決算検査報告や国会での指摘・決議等に適切に対応しています。

(例)年金福祉施設整備に対して年金保険料を投入しない。

- ③政策評価
 - ◆重点課題について成果目標や事後評価の方法等を明確化し、これを予算編成で活用しています。

「(成果目標の例) 移植対策の推進 (ドナー登録推進のための普及啓蒙活動等):骨髄バンクドナー登録者数30万人等

細部に至る歳入・歳出の見直しの徹底

I.歳出の効率化

○事務コストの削減 割引航空運賃の活用、公用車の効率化(台数削減、低燃費車の導入等)、特会見直しの一環として事

務費を圧縮

○事業運営の見直し 刑務所等の実施業務を効率化(▲8億円)

(民間委託の業務範囲を拡大(監視業務等)、市場実勢を踏まえ契約単価を引下げ)
○スリム化 国税電算システム(KSK)を効率化(オープンシステム化)し、維持費を減(▲2億円)
庁舎の割当を見直し、オフィスを民間賃貸ビルより庁舎内の空きスペースに移転(▲0.5億円)

Ⅱ.歳入の多様化

○国有財産の売却促進 貸付中の財産 (土地等) の買受勧奨 (+52億円)

○利用料体系の改善 電波の逼迫度等に応じた電波利用料の設定(+67億円)

○広報媒体の有効活用 パンフレット等への広告掲載を検討

Ⅲ.制度の見直し

○随意契約の見直し 公表基準を引下げ:1,600万円→160万円、競争入札回避等に対する内部監査の充実

○市場化テスト ハローワーク関連事業、年金保険料収納等でモデル事業実施

モデル事業(44事業)

定量的なアウトカム目標

厳格な事後評価 「縦の弾力化」:国庫債務負担行為の活用等

効率化のための 予算執行の弾力化

複数年度にわたる事業の執行の円滑化

「横の弾力化」:目間流用の弾力化等

効率化の効果を予算に反映

[具 体 例] (外務省) (目 標) 国連関係

国連関係機関における邦人職員数 (専門職以上)を、今後5年間で10%増加 (平成16年1月

現在610名→平成21年1月670名程度)

(達成手段) 情報提供、国際機関への働きかけ、採用ミッションの受け入れ等 (執行の弾力化) 旅費、諸謝金、啓発宣伝費等の間での費用をまたぐ使用の承認

特別会計の見直し

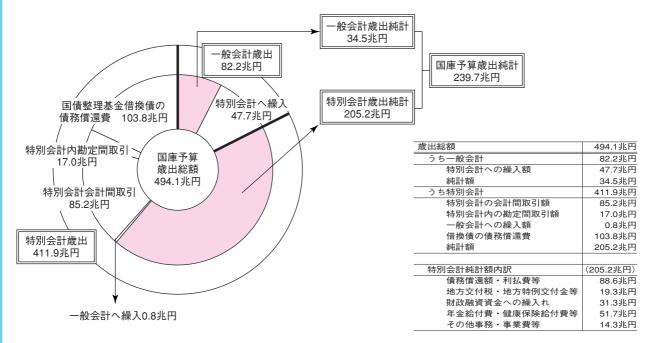
特別会計とは

国の会計は、一般会計と特別会計から成っています。特別会計は、国が行う特定の事業や特定の資金を運用する等の目的で設けられています。

特別会計の資金の流れ(17年度予算)

各特別会計の経理する内容はそれぞれに異なるものですが、17年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、約411.9兆円となります。

他方、この中には、会計間の取引として重複計上されているもの等が多く含まれています。 このような重複計上等を控除した特別会計の純計額は、約205.2兆円になります。



特別会計の歳出の中で大きな割合を占めるものは、国債整理基金や交付税及び譲与税配付金などの整理区分特別会計や財政融資資金特別会計、厚生保険、国民年金などの年金・保険事業を経理する特別会計になっています。



特別会計の見直し

財政制度等審議会において全31特別会計の約3分の1について具体的な提言(平成16年 11月19日)。事務事業の見直し、事業評価の活用による事業の重点化など、引き続き着実 な見直しを実施。

【17年度予算における具体例】

・NTT株式売却収入を活用した無利子融資制度は、廃止に向け、現在計画されてい る案件に限り措置することとし、一般会計繰入を縮減

(NTT無利子貸付金:710億円(対前年度▲277億円))

【產業投資特別会計(社会資本整備勘定)】

・麦政策の見直し等により収支改善を図り、13年度から続いてきた繰越損失を解消 (繰越損失:ゼロ(16年度末見込み▲101億円)) 【食糧管理特別会計】

> ※財務省ホームページで更に詳しい情報をご覧になれます。 http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/top.htm

(参考1) 特別会計の設置根拠

財政法(第13条第2項)では、

- i)国が特定の事業を行う場合、 ii)特定の資金を保有してその運用を行う場合、 iii)その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合、 に限り、法律により特別会計を設置するものとするとされており、平成17年4月1日現在で、31の特別会計が設置さ れています。

(参考2)特別会計一覧(31特会)(平成17年4月1日現在)

- 1. 事業特別会計…25会計
- (国が行う事業の収支を明らかにするための会計)
- (1)企業特別会計(1)
 - · 国有林野事業特別会計
- (2)保険事業特別会計(9)
 - ・地震再保険特別会計・厚生保険特別会計

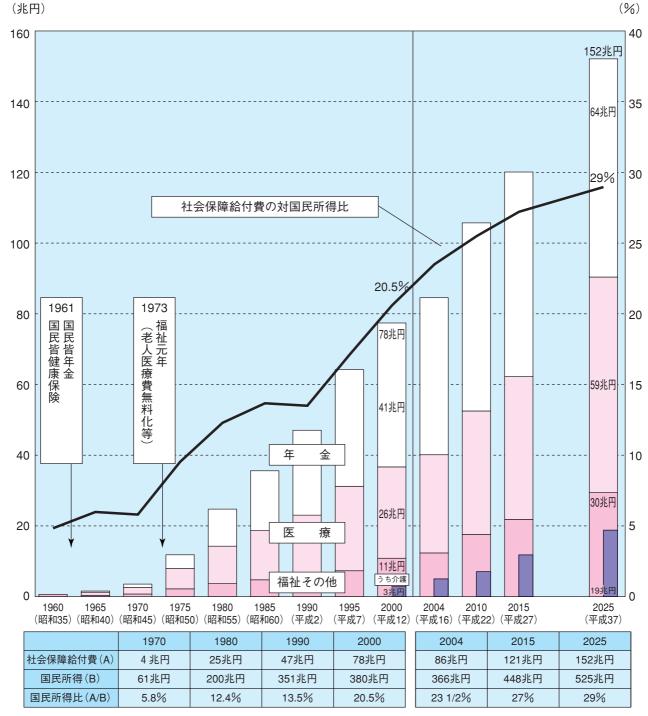
 - ・船員保険特別会計・国民年金特別会計
 - 労働保険特別会計
- 農業共済再保険特別会計
- 森林保険特別会計
- 漁船再保険及漁業共済保険特別会計
- 貿易再保険特別会計
- (3)公共事業特別会計(5)
 - ・国営土地改良事業特別会計・道路整備特別会計
 - 治水特別会計
- 港湾整備特別会計
- 空港整備特別会計
- (4) 行政的事業特別会計(8)
 - 登記特別会計
- 特定国有財産整備特別会計

- ・国立高度専門医療センター特別会計
- 農業経営基盤強化措置特別会計 食糧管理特別会計
- ・特許特別会計 · 自動車損害賠償保障事業特別会計
- · 自動車検査登録特別会計
- (5)融資事業特別会計(2)
 - ・産業投資特別会計 · 都市開発資金融通特別会計
- 2. 資金運用特別会計…2会計
- (国が行う資金運用の収支を明らかにするための会計)
 - ·財政融資資金特別会計 · 外国為替資金特別会計
- 3. その他…4会計
- (1)整理区分特別会計(2)
 - ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計
 - ・国債整理基金特別会計
- (2) その他(2)
 - 電源開発促進対策特別会計
 - ・石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

各論 1. 社会保障

我が国においては、急速な人口の高齢化に伴い、社会保障の給付と負担が増大すると見込まれています。将来にわたり持続可能で安定的・効率的な社会保障制度の構築を図るためには、世代間・世代内の給付と負担の公平化、公的給付費の伸びの抑制を図り、社会保障制度の構造改革を進めていくことが必要です。

① 社会保障給付費の推移



- (注) 1. 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。
 - 2. 2000年度以前は実績であり、2004年度以降は「社会保障の給付と負担の見通し」(平成16年5月 厚生労働省)による。

② 経済社会情勢の変化

少子高齢化の進展

		1960年 (S35年)	2000年 (H12年)	2050年 (H62年)
平均寿命の大幅な伸長	女 男	70.19歳 65.32歳	84.62歳 77.64歳	89.22歳 80.95歳
出生率の低下		2.00	1.36	1.39

0000Æ

00F0Æ

4000Æ

高齢者を巡る経済状況

高齢者世帯は所得面において平均的には他の年齢層と遜色ない所得を得ています。

○ 世帯人員1人当たり平均所得金額(三世代世帯を除く)



高齢者世帯は貯蓄面において平均的には勤労者世帯の約2倍の貯蓄を保有し、資産全体でも大きな格差があります。



③ 今後取り組むべき主な課題

医療

医療保険制度体系の見直し(県単位を軸とした保険者の再編・統合等)、公的保険給付の内容 及び範囲の見直し等の制度改革(18年通常国会に関係法案を提出予定)

介護

施設給付の見直し(ホテルコスト・食費の見直し)(17年10月実施)、新予防給付の創設等の制度改革を実施(制度改革全体は18年度)

年 金

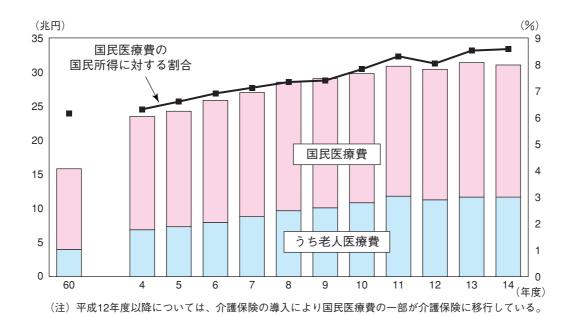
社会保障全般について一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行う。また、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行う。

医療

高齢化が更に進んでいくなかで、国民皆保険制度を将来にわたって持続可能な制度として 維持していくためには、公的医療費の伸びの抑制、公的保険の内容・範囲の見直し、保険者 の再編・統合、世代間の給付と負担の公平化などを内容とする医療制度の改革が不可欠です。

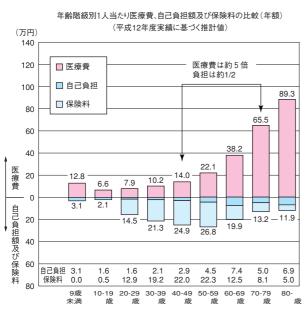
① 医療費の推移

医療費は年々増加。特に老人医療費は急増し、既に国民医療費の3分の1を超えています。



② 世代別の給付と負担

医療費の給付と負担には著しい世代間格 差があります。

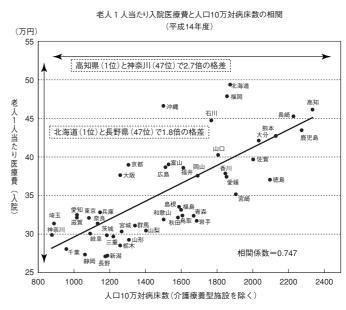


(注)1.1人当たり医療費と自己負担は、 それぞれ加入者の年齢階級別医療費及び

1.1 人当たり医療費と自己負担は、それぞれ加入者の平齢階級別医療費及び自己負担をその年齢階級の加入者数で割ったものである。
 2.自己負担は、医療保険制度における自己負担である。
 3.1 人当たり保険料は、被保険者(市町村国保は世帯主)の年齢階級別の保険料を、その年齢階級別の加入者数で割ったものである。
 4.端数処理の関係で、数字が合わないことがある。

都道府県別の老人一人当たり医療費

老人一人当たり医療費には、著しい地域差が あり、病床数が多いほど高い傾向にあります。



入院時食事療養費を含む。(平成14年度実績値) 1. 八郎広原資は、人郎中食事体変質を30。(下版、14年度美額原盤 2. 人口10万対病床数は、10月1日の病院病床数と一般診療所額に別 療養型医療施設の病床数を減じ、総務省統計局による10月1日現在推計人口をもと に人口10万人に対する病床数を算出したものである。

年金

国民が将来にわたって安心できる年金制度を維持するため、長期的な給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担を過重なものとしないようにすることにより、制度の安定性を確保していくことが必要です。

○平成16年年金制度改正法の概要

【保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整】

● 最終的な保険料水準を固定し、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み(保険料水準固定方式)を導入。

※ マクロ経済スライド

今後の労働力人口の減少に伴う社会全体の保険料負担能力の低下などをスライド率に反映させることで、給付水準を自動的に調整。

(新規裁定者) 1人あたり賃金伸び率 - スライド調整率

(既裁定者) 物価上昇率 - スライド調整率

※スライド調整率 公的年金被保険者数の減少率と平均余命の延びを勘案

→ 2025年度までは平均年0.9%程度

厚生年金の最終保険料率を18.30%に固定し、給付水準を自動調整

→ 基準ケースで、平成35 (2023) 年以降厚生年金のモデル年金 (夫婦の基礎年金を含む) の所得代替率 (現役世代の平均的な手取り賃金に対する年金額の割合) 50.2%

(厚生年金) 平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引上げ [平成17年9月現在: 14.288%] 平成29(2017)年度以降18.30%とする。

(国民年金) 平成17(2005)年4月から毎年月額280円引上げ [平成17年4月現在:13,580円] 平成29(2017)年度以降16,900円とする。(いずれも平成16年度価格)

【基礎年金国庫負担割合】

- 基礎年金の国庫負担割合については、2分の1と規定し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、21年度までに適用
 - ・16年度以降:年金課税の見直しによる増収分を充当(平成17年度以降は基礎年金の1000分の11を 従来の国庫負担割合(3分の1)に上乗せ)
 - ・17年度及び18年度:我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫 負担割合を適切な水準へ引上げ(平成17年度は定率減税見直しによる増収分のうち1,101億円を国 庫負担額(3分の1に1000分の11を加えた率により国庫が負担する額)に加算)
 - ・19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の 改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、 21年度までに2分の1に引上げ

介護

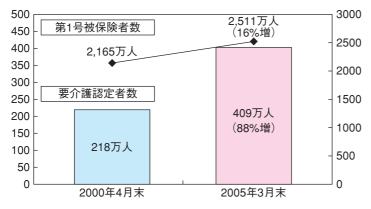
介護保険については、給付費が年10%を超えて伸びており、これを支える保険料・公費 負担とも急増しているため、制度の持続可能性を高めていくことが課題となっています。こ のため、施設における食費・ホテルコストに係る給付の見直しなどの改革を行います。

① 被保険者数・要介護認定者数の推移

要介護認定者数は施行後5年で約190万人増加しており、第1号被保険者に占める要介護認定者の割合は、制度創設当初約10%であったものが、現在は約16%となっています。

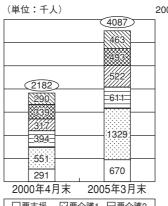
要介護度別に見ると、特に軽度者(要支援・要介護1)の増加が大きくなっています。

【65歳以上の被保険者数と要介護認定者数の推移】



(出典:介護保険事業状況報告 2005年3月末の数値は暫定値)

【要介護度認定者数の推移】



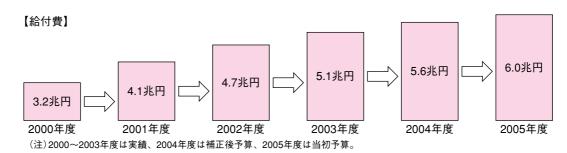
□要支援 □要介護1 □要介護2 □要介護3 図要介護4 □要介護5

2000年4月末からの増加率 計 87% 5 60% 4 45% 3 65% 2 55% 1 141% 支 130%

(出典:介護保険事業状況報告 2005 年3月末の数値は暫 定値)

② 介護保険給付費・保険料の推移

介護保険給付費も年々大きく増加しており、これに伴い保険料も増大しています。



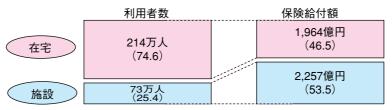
【1号保険料〔全国平均(月額・加重平均)〕】

第1期(2000~2002年度) 第2期(2003~2005年度)



3 在宅と施設のバランス

在宅と施設の利用者数の割合は3対1であるのに対し、保険給付額の割合はほぼ1:1となっています。



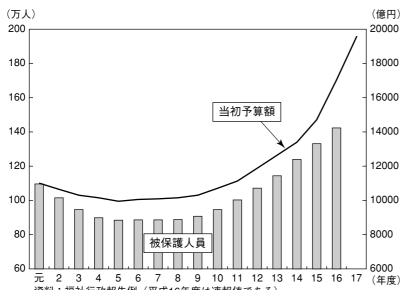
(出典:平成15年度介護保険事業報告 (年報))

生活保護

生活保護については、受給者が急増しており、今後とも給付水準の適正化、自立・就労の 促進等の制度・執行両面にわたる見直しが必要です。

① 被保護人員、生活保護費国庫負担額の推移

被保護人員の急増に伴い、予算額も増加しています。



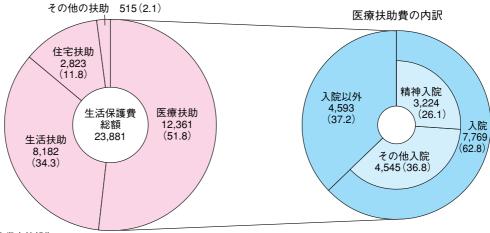
被保護者1人当たり支給額 年間平均 約180万円

(注) 平成15年度の生活保護費 (実績。医療扶助 を含む。地方負担分も勘案。)を被保護人員 数で除したもの。

② 生活保護費の内訳(平成15年度)

生活保護費(地方負担分を含む。)総額の約半分が医療扶助であり、またその 6 割以上が 入院に係るものです。

(単位:億円、%)



出典:生活保護費国庫負担金事業実績報告

③ 世帯類型別被保護世帯数の推移

平成16年度の保護世帯総数は100万世帯であり、約半数が高齢者世帯です。

	平成7年度	平成15年度	増加率
保護世帯総数	(100.0%) 600,980	(100.0%) 997,143	65.9%
高齢者世帯	(42.3%) 254,292	(46.7%) 465,665	83.1%
母 子 世 帯	(8.7%) 52,373	(8.8%) 87,478	67.0%
傷 病 者 ・ 障 害 者 世 帯	(42.0%) 252,688	(35.1%) 349,852	38.5%
その他世帯	(6.9%) 41,627	(9.4%) 94,147	126.2%

資料:福祉行政報告例(平成16年度は速報値である)

④ 都道府県別にみた保護率の状況(平成15年度)

保護率は、地域によって格差が見られます。

保護率の高い都道府県	保護率の低い都道府県	
①北海道 22.0% ②大阪府 21.5% ③高知県 19.1%	% ②福井県 2.6%	

(注) 都道府県の保護率は、指定都市・中核市を含む。

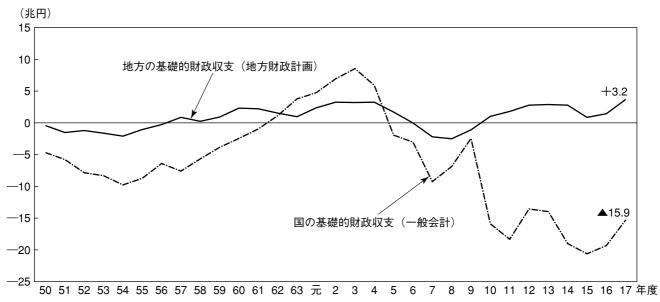
各論2. 国と地方

国と地方は公経済を支える車の両輪ですが、ともに極めて厳しい財政状況にある現在、地方においても行財政運営の簡素化や定員の管理、給与水準の一層の適正化の推進など、歳出の合理化・効率化に取り組み、地方財政を健全化していくことが求められています。

また、国と地方を巡る財政問題の検討に当たっては、地方に比べて非常に厳しくなっている国の財政事情を十分考慮すべきです。

① 国と地方の基礎的財政収支の推移

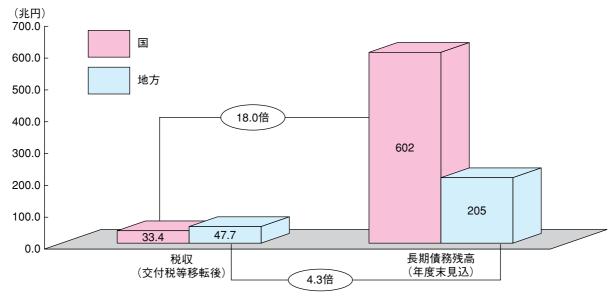
地方の基礎的財政収支(地方財政計画ベース)は概ねゼロ近傍で推移しています。他方、国の 基礎的財政収支(一般会計ベース)は、近年、大幅な赤字となっています。



(注) 1. 国の基礎的財政収支は、「国債費一公債金収入」。(16年度までは補正後予算ベース、17年度は当初予算ベース)。 2. 地方の基礎的財政収支は、「(公債費十公営企業繰出金のうち企業債償還費)一地方債」。(地方財政計画ベース)

② 国と地方の債務残高と税収の比率(17年度末見込み)

債務の残高とその究極的な返済財源である税収(地方交付税等調整後)の比率は、国の18.0倍に対して地方は4.3倍となっています。



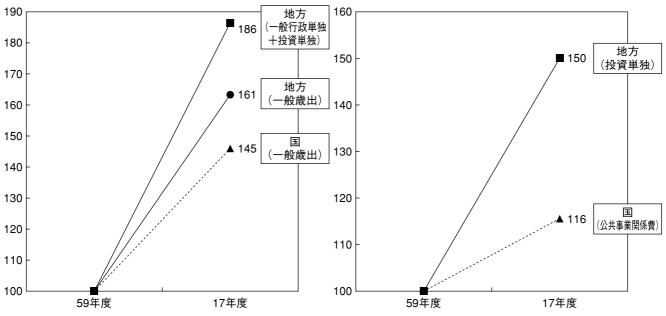
- (注) 1. 国税収は特会諸税を、地方税収は地方財政計画外税収を含む。
 - 2. 交付税等移転後税収は、地方交付税法定率分及び地方譲与税を国から地方へ移転した後の計数である。

③ 国と地方の歳出の推移

地方の歳出は、近年まで国の歳出を大幅に上回って増加しており、減少傾向にあるものの依然 として高い水準にあります。これは、地方交付税により財源保障がなされていることにより地方 の負担感が薄いことが大きな原因です。

国と地方の一般歳出の伸び(59年度=100)

国の公共事業関係費と地方単独事業の伸び(59年度=100)

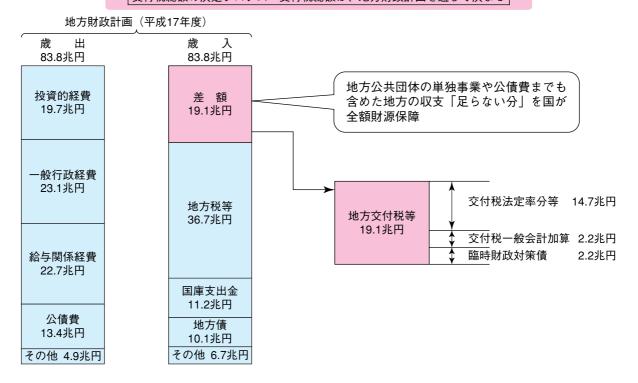


- (注1) 国は一般会計予算、地方は地方財政計画による。
- (注2) 「一般行政単独十投資単独」は、地方自治体が単独で実施する経常的な事業(ごみ処理、産業振興等)と投資的な事業(道路事業、施設整備等) に係る費用を合算したものである。 なお、「一般歳出」には、これらのほか、職員の給与費や国の補助を受けて実施する事業に係る費用等が含まれている。

④ 地方交付税の財源保障

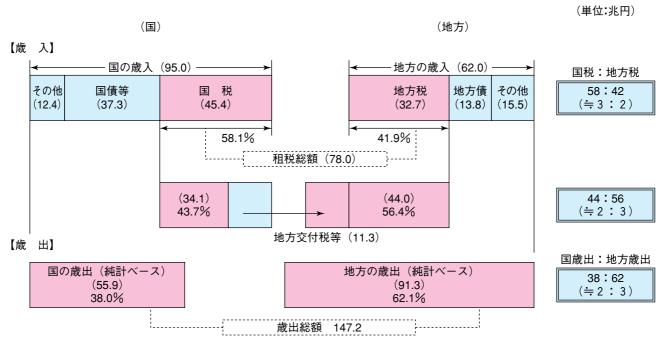
地方交付税は、地方財政計画を通じて、単独事業や地方債の元利償還費を含め、地方の歳出の 財源を保障しています。

マクロ (総体としての地方) についての財源保障 (歳入歳出差額補てん) 交付税総額の決定システム=交付税総額は、地方財政計画を通じて決まる



⑤ 国・地方の歳入歳出の関係図(14年度決算ベース)

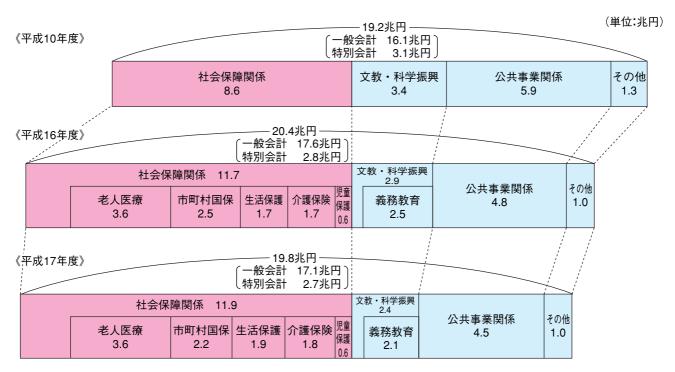
- ・ 国・地方全体で税収79.2兆円に対し歳出150.9兆円という歳入と歳出のアンバランスが問題 です。
- ・ 国税と地方税の比率は、交付税等調整後では歳出の比率とほぼ同じ(2:3)になっています。



(注) 計数は、決算ベースであり、それぞれ四捨五入による。

⑥ 地方向け補助金等の状況

- ・ 国から地方への歳出は、地方交付税等のほか、地方向け補助金等があります。
- ・ 地方向け補助金等については、公共事業関係を中心に廃止・縮減等が進められてきた一方、 社会保障関係の補助金等の伸び(自然増)が続いた結果、例えば平成10年度と比較して総額は 増加しています。



(参考) 平成17年度における「三位一体の改革」の姿

平成16年11月26日に政府・与党において改革の全体像を取りまとめており、17年度予算にその成果を反映。

1 補助金改革

国の関与を縮小して地方の権限・責任を拡大し、国・地方を通じた行政のスリム化を推進する観点から、1兆7,681億円の改革を実施。



<主な改革の内容>

- 税源移譲に結び付く改革(11,239億円)
 - 義務教育費国庫負担金(暫定)4,250億円、国民健康保険国庫負担 5,449億円 等
- 交付金化の改革(3,430億円)
 - 一 道整備交付金270億円、汚水処理施設整備交付金490億円、港整備 交付金50億円 等
- スリム化の改革(3.011億円)

2 税源移譲等

廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、税源移譲。



<主な改革の内容>

- 15年度、16年度及び17年度の国庫補助負担金の一般財源化に対応して、暫定措置として所得譲与税により、税源移譲(11,159億円(うち新規分6.910億円))
- 16年度及び17年度の義務教育費国庫負担金の見直しに対応して、特例的な交付金により暫定的に措置(6,292億円(うち新規分4,250億円))
 - ――上記の合計:17,451億円

3 地方交付税の改革

地方歳出の徹底した見直しを行い、一般会計における地方交付税総額を抑制すると同時に、地方に配分される総額について、地方の財政運営に配慮し、16年度と同規模を確保。



<主な改革の内容>

- ○地方交付税総額の削減
 - ・一般会計歳出ベース 14.6兆円(▲0.8兆円)
 - ・地方財政計画ベース 16.9兆円 (十0.0兆円)
- ○地方歳出の各項目を見直し、地方歳出総額を抑制
 - 歳出総額 83.8兆円(▲0.9兆円)
 - うち・給与関係経費 22.7兆円(▲0.3兆円)
 - 投資的経費(単独) 12.4兆円(▲1.1兆円)

各論 3. 社会資本整備

道路や港湾、住宅や下水道、河川の堤防やダムなど、社会経済活動や国民生活、国土保全 の基盤となる施設は、社会資本と呼ばれています。

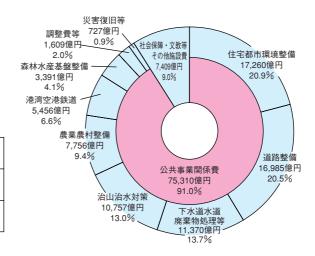
一貫して高い水準の投資が維持された結果、我が国の社会資本の整備水準は急速に上昇し ています。今後の社会資本整備に当たっては、投資規模を抑制しながら、重点化と効率化を 更に推進していく必要があります。

① 公共投資関係予算の内訳及び推移

平成17年度公共投資関係費 82.720億円 (前年度比△3.429億円、△4.0%)

(単位:億円、%)

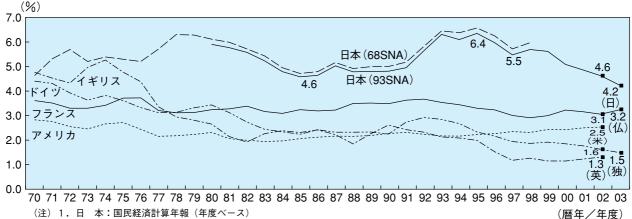
			\— <u>- 12</u> - 16	217 > 0 /
	14年度	15年度	16年度	17年度
金額	92,525	89,117	86,149	82,720
前年比	△10.8	△3.7	△3.3	△4.0



② 一般政府(中央政府、地方政府等)ベースIgのGDPに占める割合の推移

日本は一貫して高い水準にあります。

※「一般政府」、「Ig」…p44をご参照ください。



諸外国:OECD National Accounts 2004(暦年ベース)

2. フランスは'78以降、ドイツは'91以降93SNA 3. ドイツについては、'90年までは西ドイツ

「構造改革と経済財政の中期展望『改革と展望』」(平成14年1月25日閣議決定)

【構造改革を中心とする経済財政政策の在り方】

(政府の在り方)

○国の公共投資については、その時々の経済動向を勘案しつつ、「改革と展望」の対象期間を通 じ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、重点化・効率化を図る。

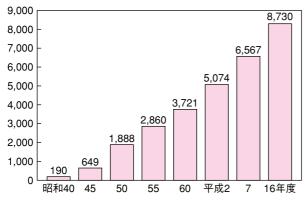
(社会資本整備の在り方)

- ○真に必要性の高い公共事業を選択し、最も効率的に整備する仕組みを確立。
- ○現下の厳しい財政状況や国民経済に占める公共投資の規模が欧米諸国などに比べ非常に高い こと等を考えれば、投資規模についても見直しが必要。

我が国の社会資本整備水準の推移及び国際比較

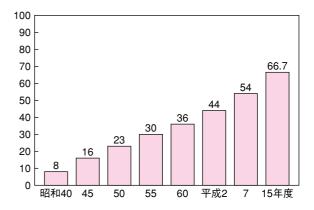
我が国の社会資本の整備水準は急速に上昇し、国際的にも遜色ない水準となっています。

○高速道路の整備延長 (km)



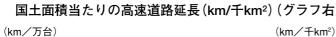
(注)上記には、高速自動車国道のほか、 一般国道自動車専用道路、 本州四国連絡橋道路及び高速自動車国道に並行する一般国道自 動車専用道路を含んでいる。

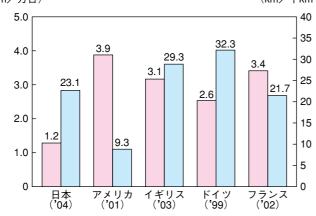
○下水道処理人口普及率(%)



(注) 下水道処理人口は、汚水処理施設のうち下水道で処理を行っ ている人口の割合。

○1万台当たりの高速道路延長(km/万台)(グラフ左) 国土面積当たりの高速道路延長(km/千km²)(グラフ右)

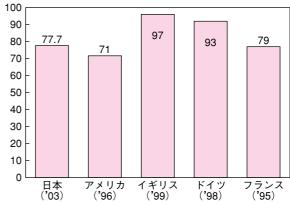




(注1) 日本の高速道路延長は、高速自動車国道のほか、 一般国道自動車専用道路、本 州四国連絡橋道路及び高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路を含

(注2) イギリスの高速道路延長はMotorwayとDual Carrageway (Trunk Roads) の延長(出典) IRF「World Road Statistics 2004」、国土交通省資料、総務省統計局「世界の 統計2005 |

○汚水処理人口普及率(%)



(注)日本の整備率は、汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、 合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント)による整備人口の 総人口に対する割合であり、諸外国は、公的下水道に接続され ているもののうち、公的処理がされている人口の割合。

公共事業の効率化

- ① コスト縮減:「公共事業コスト構造改革」(平成15年度から5年間で15%の総合コスト縮減) を推進します。
- 事業評価

新規事業の採択に当たっては、費用便益分析(便益/費用)等を精査し、事業採択後にお いても、再評価の実施により、必要性が低下した事業の中止等を行います。

ダム事業等の個別プロジェクトについて、再評価を適切に実施し、平成17年度にお いては、事業継続の必要性が低下した等の理由により、19事業(木曽川流水総合改善 事業、広域漁港整備事業など残事業費約892億円程度)を中止します。

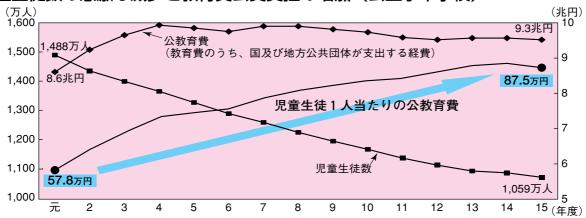
各論4. その他の分野

(1) 文教

少子化の進展で児童・生徒数は減少する一方で、公教育費はほぼ横這い。その結果、一人 当たりの公教育費は急増。

にもかかわらず、教育については解決すべき問題が増えている現状を考えれば、予算を幾 ら投ずるかではなく、教育の質を如何に向上させていくかという観点からの改革が必要です。

児童生徒数の急激な減少と教育費公費負担の増加(公立小中学校)



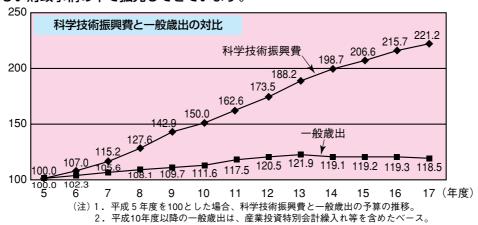
	平成元年	平成15年	元年→15年
児童生徒数(小中学校)(A)	1,488万人	1,059万人	△ 29%
公教育費(小中学校費)(B)	8.6兆円	9.3兆円	1.1倍
児童生徒1人当たりの公教育費(B)/(A)	57.8万円	87.5万円	1.5倍

(出典)「地方教育費調査(中間報告)」(文部科学省) (注)公教育費については、債務償還費を除くベース

(2)科学技術

量的な拡充を行う中で、総合科学技術会議による優先順位付けを踏まえ、優先順位の高い プロジェクトに重点的に予算配分を行う一方、優先順位の低いものについて、思い切った縮 減を行っています。今後は中間・事後評価の充実を図っていく必要があります。

●近年の厳しい財政事情の中で拡充してきています。



- ●総合科学技術会議の優先順位付け(SABC)によるメリハリ付けを行っています。 (16年度→17年度予算の伸率) S:13% A:7% B:▲5% C:▲15%
- ●基礎的研究を支える競争的資金(総額4,672億円)や経済活性化のための「みらい創造プロジェクト」 (総額1,265億円)、南極観測船しらせの後継船の建造(35億円)などのプロジェクトに取り組みます。

(3) 防衛

本格的な侵略事態生起の可能性は低下し、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への対応が求められる新しい安全保障環境の下、新たな防衛大綱及び中期防を踏まえ、重要課題に重点化を図りつつ、メリハリのある防衛力整備を図っていく必要があります。

●防衛関係費の推移

(単位:億円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
金額	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564
前年比	+195 (+0.4%)	+7 (+0.0%)	▲ 30 (▲ 0.1%)	▲ 500 (▲ 1.0%)	▲ 466 (▲ 1.0%)

●弾道ミサイル防衛 (BMD) システムの整備 (契約ベース、1,198億円) を計上する一方、既存の装備を抑制し、主要装備品等は契約ベースで7,141億円 (対前年度 ▲869億円、▲10.8%)

(4) ODA

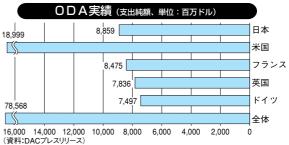
政府開発援助(ODA)に関しては、戦略的かつ効率的な援助の実施を図るために必要な 経費を確保しつつ、ODA大綱に基づき援助の重点化を推進することとしています。

① ODA予算の推移

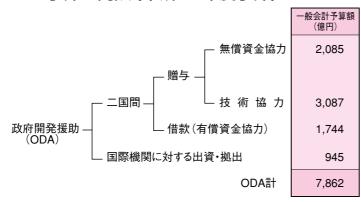
(単位:億円、%)

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
金	額	10,466	10,152	9,106	8,578	8,169	7,862
前年	軍比	▲0.2	▲3.0	▲10.3	▲ 5.8	▲ 4.8	▲3.8

(参考)主要国の2004年0DA実績(暫定値)



② ODA予算の内訳(平成17年度予算)



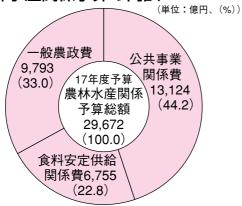
ODAにおける シェア (%)	主な例
26.5	・学校、病院等の建設 ・自然災害被災民・難民の救済 ・NGO支援 等
39.3	・青年海外協力隊の派遣 ・研修生の受入れ 等
22.2	・経済・社会インフラの整備等
12.0	・ユニセフ、WHOへの拠出等
100.0	

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(5)農林水産

農林水産分野においては、食の安全・安心や環境保全に配慮しつつ、意欲と能力のある経営体への施策の集中化・重点化を図り、競争力強化を目指した構造改革を更に推進していく ことが必要です。

●農林水産関係予算の内訳



○ 農林水産関係予算は、農地等の整備を行う公共事業関係費や、国民に対する食料の安定供給、林業の振興を図る経費などが占めています。

(当初予算ベース。単位:億円)

	(10 1	21	- III - I/ISI J/
年度 区分	昭和60 (1985)	平成7 (1995)	平成17 (2005)
農林水産関係予算総額 (一般会計総額に占める割合)	33,008 (6.3%)	32,906 (4.6%)	29,672 (3.6%)
うち農業関係予算	26,462	24,993	22,611
林業関係予算	3,507	4,482	4,263
水産業関係予算	3,040	3,431	2,798

(注) 1. 計数は四捨五入によっているので端数において合致しないものがある。 2. NTT事業分及び償還分は除く。

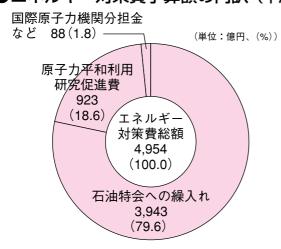
公共事業関係費:水田・畑や農業水利施設の整備のための経費など 食料安定供給関係費:農畜産物の価格及び供給の安定を図るための経費など 一般農政費:農村や林業の振興を図るための経費など、上記以外の経費

(6) エネルギー

エネルギー対策については、①エネルギーの安定供給の確保、②地球温暖化問題への対応、③市場原理の活用による効率性の確保が重要な課題です。

17年度予算では、エネルギー特別会計の不用・剰余金の解消に向けた見直しも実施しました。

●エネルギー対策費予算額の内訳 (平成17年度予算)

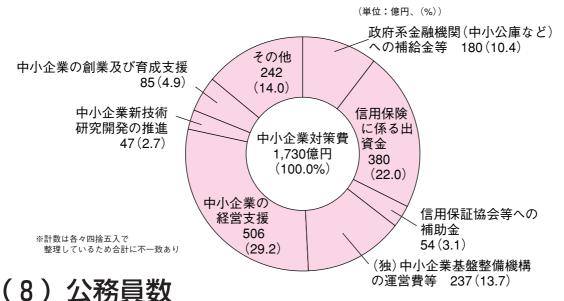


○ エネルギー対策費の大宗は、石油及びエネルギー需給 構造高度化対策特別会計(石油特会)への繰入です。こ の繰入れを主な財源として、この特別会計では、エネル ギーの安定供給確保や地球温暖化問題への対応を含めた 省エネ・新エネ対策などを実施しています。

(7) 中小企業対策

新事業への挑戦や経営革新などやる気と能力のある中小企業の前向きな自助努力を積極的 に支援することとしています。

●中小企業対策費の内訳(平成17年度予算)(16年度予算 1,738億円:▲0.5%)



治安など真に必要な部門には適切に定員を配置しつつ、政府全体のスリム化を推進しています。

①国家公務員(平成17年度末定員:61.5万人)



②地方公務員(平成16年度首定員:308.4万人)

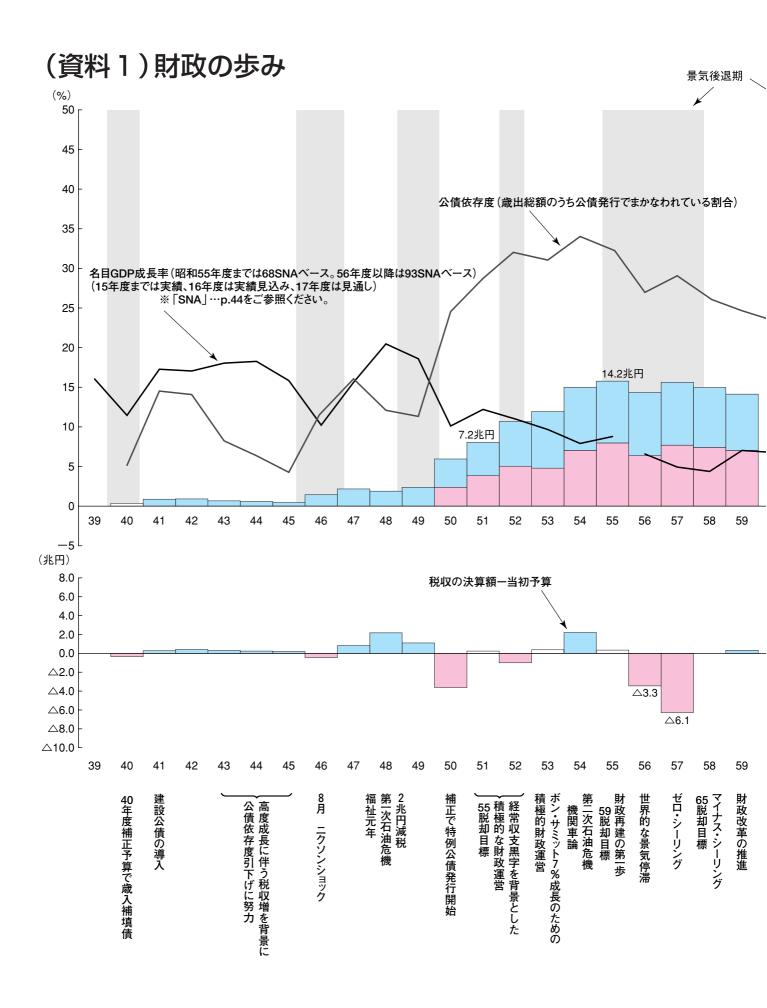


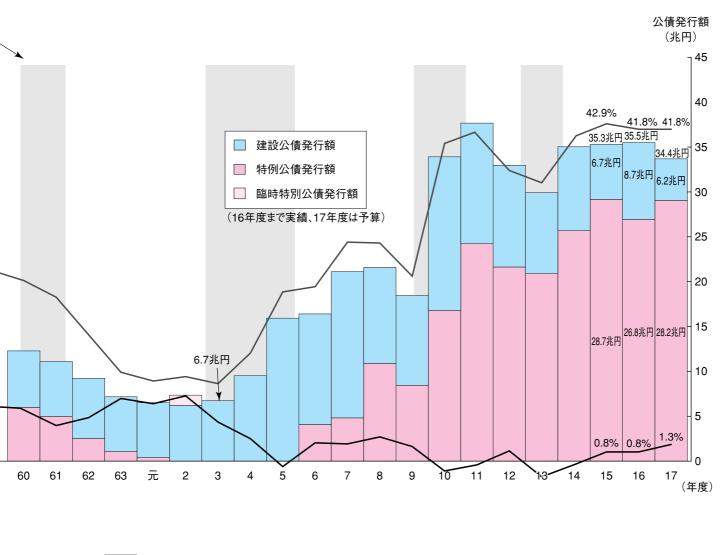
③各国の人口千人当たりの公務員数(行政職員+防衛)

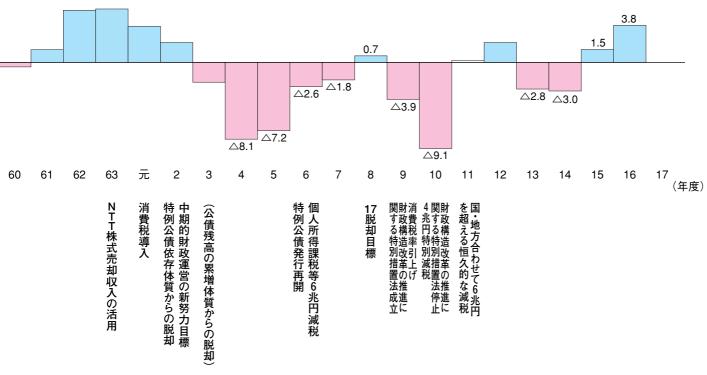
日本	本 米国 英[フランス	ドイツ		
35人	81人	73人	96人	58人		

(出典) 総務省資料

- (注) 1. 行政職員には、国家公務員、地方公務員及び政府企業職員(日本は独立行政法人及び特殊法人等職員)を含む。
 - 2. 諸外国のデータは原則として2001年のものである。







(資料2) 平成17年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

本試算は、平成18年度以降、前提となる経済指標を「改革と展望-2004年度改定」(平成17年1月閣議決定)の記述に基づき仮置きした上で、平成17年度予算における制度・施策を前提とした後年度負担額推計等に基づき、平成17年度予算が平成20年度までの歳出・歳入に与える影響を試算したものである。本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

[試 算]

単位:兆円、(%)

					16年度		17年度			18年度			19年度			20年度	
	国	信	Ę	費	17.6	(5.0 18.4)	(5.2 19.4)	(5.7 20.5)	(3.1 21.1)
	地	方 交	付 税	等	16.5	(▲ 2.5 16.1)	(^{9.6} 17.6)	(15.0 20.3)	(1.7 20.6)
歳	_	般	歳	出	47.6	(▲ 0.7 47.3)	(1.5 48.0)	(2.6 49.3)	(1.5 50.0)
732		社会保	障関	係費	19.8	(2.9 20.4)	(^{3.9} 21.2)	(5.2 22.3)	(5.3 23.5)
		公共事	業関	係費	7.8	(▲ 3.6 7.5)	(▲ 0.5 7.5)	(1.3 7.6)	(▲ 3.4 7.3)
出		そ	の	他	20.0	(▲3.2 19.4)	(▲0.3 19.3)	(0.2 19.4)	(▲0.9 19.2)
	N 1 償	「 T 無 利 還 明	利 子 貸	章 付 助	0.4	(▲11.5 0.4)	(2.1 0.4)	(0.0 0.4)	(▲ 98.0 0.0)
計			82.1	(0.1 82.2)	(3.9 85.4)	(5.9 90.4)	(1.5 91.8)		

单位:兆円、(%)

		16年度	17年度				18年度		19年度			20年度						
	税				収	41.7	(5.4 44.0)	(5.3 46.3)	1 *	2.0 7.3)	(1.6 48.1)
税収等	そ	の	他	収	入	3.8	(0.3 3.8)	(▲ 5.5 3.6)	1 *	.0.2 3.6)	(▲ 12.5 3.1)
,,,			計			45.5	(5.0 47.8)	(4.4 49.9)		1.9 0.8)	(^{0.6} 51.2)

単位:兆円、(%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
差額	36.6	(▲ 6.0) 34.4	(3.2) 35.5	(11.5) 39.6	(2.6) 40.6

(注) 1. ()書は対前年度伸率。

- 2. 平成16年度は当初予算額。
- 3. 平成17年度税制改正における定率減税の見直しに関し、平成18年度以降の予算編成過程において検討することとされている平成18年度予算以降における増収分の取扱いについては、歳出に反映していない。
- 4. 「差額」は、歳出の計から税収等の計を単純に差し引いた額であり、試算の前提等に応じ変化するものである。

「経済指標の前提]

	17年度 (政府経済見通し)	<u>18年度</u>	<u>19年度</u>	<u>20年度</u>
名目経済成長率	1.3%	2.00%	2.00%	2.00%
消費者物価上昇率	0.1%	0.50%	0.50%	0.50%

(注)「改革と展望-2004年度改定」における「2006年度以降は、実質成長率1.5%程度あるいはそれ以上、名目成長率についても 2.0%程度あるいはそれ以上の成長経路を辿ると見込まれる」との記述等に基づき設定。

[算出要領]

国 債 費:金利を仮置き(10年国債金利2.0%)し、歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

地 方 交 付 税 等:地方交付税の法定率分を名目経済成長率×弾性値1.2とする等により推計。平成19年度以降の地方交付税等については、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の元本の返済(地方交付税法附則第4条の2等)を前提。

一 般 歳 出:平成17年度予算における制度・施策を前提とし、消費者物価上昇率等を用いて後年度負担額を推計。

税 収:名目経済成長率×弾性値1.1等(平成17年度税制改正の影響等を調整)を用いて推計。

その他収入:名目経済成長率と同程度伸びるものと仮定する等により推計。

(注) 国と地方の三位一体改革については、政府・与党合意(平成16年11月)を反映。なお、「義務教育費国庫負担金(暫定)」 については、平成18年度以降、8,500億円の税源移譲予定特例交付金が存置されるものと仮置き(政府・与党合意では、義務 教育制度について、「平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る」とされている)。

単位:兆円、(%)

[参考]

平成18年度以降金利3%の場合(仮定計算)

	中位·范围(70)					
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳	国 債 費	17.6	(5.0) 18.4	(13.1) 20.9	(11.9) 23.4	(9.1) 25.5
	地 方 交 付 税 等	16.5	(▲ 2.5) 16.1	(11.8) 18.0	(14.9) 20.7	(1.8) 21.0
	一 般 歳 出	47.6	(▲ 0.7) 47.3	(1.5) 48.0	(2.6) 49.3	(1.5) 50.0
出	NTT無利子貸付償 還 時 補 助	0.4	(1 11.5) 0.4	(2.1) 0.4	(0.0) 0.4	(▲ 98.0) 0.0
	計	82.1	(0.1) 82.2	(6.1) 87.2	(7.4) 93.7	(3.1) 96.5
	税収	41.7	(5.4) 44.0	(5.3) 46.3	(2.0) 47.3	(1.6) 48.1
税収等	その他収入	3.8	(0.3)	(▲ 5.5) 3.6	(A 0.2) 3.6	(▲12.5) 3.1
73	計	45.5	(5.0) 47.8	(4.4) 49.9	(1.9) 50.8	(0.6) 51.2
	差額	36.6	(A 6.0) 34.4	(8.5) 37.3	(14.7) 42.8	(5.9) 45.4

(資料3)主要先進国における財政健全化への取組み





財政健全化に向けての取組み

- 包括財政調整法(OBRA)(90、93年)、財政収支均衡法(BBA)(97年)
 - 国防費や社会保障費等の歳出抑制及び所得税、法人税の増税などの取組みを実施。
 - Cap(歳出上限の設定)やpay-as-you-go原則(財源なくして増額措置等なし)を導入(2002年9月 30日に失効)。
 - 98年度に財政黒字化。2001年度までは黒字継続。

現在の財政運営目標と財政状況

- ブッシュ政権は、2009年度までに財政赤字を2004年度の財政赤字(当初見通し)と比較し半減させる と表明している(2006年度予算教書(2005年2月))。
- 減税や国防費の増大等から2004年度の財政収支は史上最高額である4.121億ドルの赤字を計上したが、 2005年度の財政収支は3.330億ドルとなり、ブッシュ政権発足以降初めての財政赤字縮減が見込まれてい る(2005年7月発表)

英 国



財政健全化に向けての取組み

- コントロール・トータルの導入(93年)
 - 予算編成に先立って策定される向こう3年間の公共支出の計画において、実質伸率に上限を設けて 歳出拡大を抑制。
- ブレア政権(97年~)の改革
 - 隔年ごとに行われる「歳出見直し」(Spending Review)の中で、今後3年間分の歳出の枠組みを 示す「新公共支出計画」を提示している。(なお、次回の「歳出見直し」は1年延期して2007年に実 施される見通し)。

現在の財政運営目標と財政状況

- 1998年より新たな財政規律を導入し、財政の安定強化を図る。
 - 原則として公的部門の純債務残高の対GDP比を比較的安定的な水準(40%以下)に保つ(サスティ ナビリティー・ルール)。
 - 原則として公的部門の借入れを投資目的に限定(ゴールデン・ルール)
- 2004年度の財政赤字対GDP比は2.9%、債務残高対GDP比は41.0%となる見込み(2005年3月発表)。

ドイツ



財政健全化に向けての取組み

- 建設公債原則(公債発行収入を投資的支出の範囲内とする原則)、中期財政計画(5カ年の財政計画) の策定、予算編成通達(連邦大蔵省が政府全体の歳出額の上限等を提示)、モラトリアム原則(新規予算 は同等の既存措置の削減を条件とする原則)等の仕組みにより財政健全化に取り組む。
- 90年代に入り、旧東独支援等により財政が悪化したが、社会保障費等の歳出抑制に加え、連帯付加税の 導入や付加価値税の引き上げ等の措置を実施。

現在の財政運営目標と財政状況

- 一般政府の財政赤字対GDP比を、2005年に2.9%、2006年に2.5%にする(安定化プログラム(2004年 12月))。
- 2001年以降、税収の減少や社会保障関係支出の増大等に伴い、財政を取り巻く状況は厳しくなっている。 2004年の財政赤字対GDP比は3.6%となった(2005年4月発表)。



財政健全化に向けての取組み

- ◆ 93年のマーストリヒト条約発効以後、本格的な財政赤字削減に着手。
- 95年に就任したシラク大統領の下、国防費、公務員給与等の歳出抑制を継続するとともに、付加価値税の引上げや法人特別税の導入(95年)など増税を実施。

現在の財政運営目標と財政状況

- 一般政府の財政赤字対GDP比を2005年に2.9%、2008年に0.9%にする(安定化プログラム(2004年12 月))。
- 2002年以降、経済は減速の傾向にあり、またシラク大統領の選挙公約である所得税減税を実施するなど、財政を取り巻く状況は厳しくなっている。2004年の財政赤字対GDP比は3.7%、債務残高対GDP比 は65.6%となった(2005年3月発表)。



財政健全化に向けての取組み

- ▶ 経済財政計画(DPEF)を導入(88年)、歳出入の上限などに関して同計画に基づいて予算案を策定
- オブリコ・コペルツーラ(新規支出又は支出増についてはその財源を示さなければならない)の運用を 厳格化 (93年)
- 医療制度改革や年金制度改革により歳出を削減。付加価値税の引上げや財務警察による脱税摘発強化な ど歳入面での取組みも実施。

現在の財政運営目標と財政状況

- 一般政府の財政赤字対GDP比を、2006年に3.8%、2009年に1.5%にする(2006-09年度経済財政計画) (2005年7月発表))。
- 2004年の財政赤字対GDP比は3.0%、債務残高対GDP比は105.8%となった(2005年3月発表)。

カナダ



財政健全化に向けての取組み

- プログラム・レビュー(6段階の判断基準によって歳出プログラム優先度を判断)を導入し、政策分野 別に歳出削減率を設定(94年)。その後、プログラム・レビューを恒常化(95年)。 ◆ 州への連邦交付金制度の合理化、法人税等の増税や社会保険料の引上げ等の歳入見直し等を実施。

現在の財政運営目標と財政状況

- 今後の高齢化社会に対応していくため、政府債務の対GDP比40.4%を今後10年間で対GDP比25%まで 削減する(2004年予算計画)
- 2005年度連邦予算においてもG7各国の中で唯一の黒字国である。

F U



欧州通貨統合の歩み

▶ 経済・通貨統合に向け、90年に経済通貨同盟の第1段階を開始。2002年2月には通貨統合が完了し、統 ·通貨ユーロを導入。これらの過程を通じて、加盟各国はマーストリヒト条約に基づき、財政健全化に取 り組んできている。

マーストリヒト条約

マーストリヒト条約(93年11月発効)では、EU諸国の経済・通貨統合のための経済上の条件を満たす ことを各国に求めている。その中で、財政については、原則として<u>財政赤字はGDPの3%、総債務残高はGDPの60%</u>を超えないことが求められている。なお、GDPの3%を超える財政赤字が生じた場合には、 制裁が課されることとされている。

(資料4)キーワード解説

一般会計

国の一般の歳入歳出を経理する会計で、税金などを財源として、社会保障、教育など国の基本的経費をまかなうもの。例外として、一般会計と区分して経理する必要がある場合には、特別会計を設置することが認められている。

一般歳出

歳出から、国債の元利払いにあてられる国債費と、地方に分配する地方交付税交付金等を除いたもので、国が政策を実行するための経費。

公債

国や地方公共団体が、歳出の財源を得るために発行する債券のこと。国が 発行するものが国債であり、地方公共団体が発行するものが地方債である。

建設公債

公共事業費などの財源となる公債。国の歳出は原則として税金などでまかなうこととされているが、公共事業費については、国の資産を形成するものであるという観点から、公債発行によってまかなうことが財政法により認められている。

特例公債

一般会計の歳出財源の不足を補うために発行される公債。財政節度の維持という見地から、単年度限りの特別立法により発行が認められる。

地方財政計画

地方の標準的な行政水準や税財政制度改正、国の予算等を踏まえながら、 地方団体の歳入歳出総額を見込んだもの。

地方交付税

国税五税(所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税)の収入の一定割合の額を国が地方団体に交付するもの。

近年は、各年度において地方の財政運営に支障が生じないよう、総額の特例措置が講じられている。

SNA

国民経済計算体系(System of National Accounts)の略称で、国内総生産(GDP)などの国民経済全体を記録する経済統計体系。現在の基準は1993年に国連で採択されたため、「93SNA」と呼ばれる。

一般政府

SNAにおいて経済活動を行う主体はいくつかに分類されるが、その中で政府や政府の代行的性格の強いものを指す。中央政府(国の一般会計等)、地方政府(地方の普通会計等)、社会保障基金(厚生保険特別会計等)の3つからなる。独立の運営主体となっている公的企業は含まれない。

GDP(国内総生産)

国内における経済活動の結果生み出される付加価値の総計。ある期間のGDPが前の期と比べてどれだけ増減したかが経済成長率となる。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)

借入を除く税収等の歳入から、過去の借入に対する元利払いを除いた歳出を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、現世代の受益と負担が均衡することとなる。

lg(公的固定資本形成)

SNAにおける分類で、施設の建設や機械の購入といった、政府の投資活動のこと。

平成17年9月

MINISTRY of FINANCE **用材粉省**

http://www.mof.go.jp